

第 5 4 号議案

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数					
	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年 以上
回 長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定による退職報償金は、新条例の規定による退職報償金の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げる必要があるからである。